

東日本大震災復興の架け橋

平成29年度国民体育大会成年男子・女子長野県最終予選

兼北信越国体県代表選手最終選考会

開催日：平成29年5月27日（土）

開催コース：穂高カントリークラブ

本競技においては日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこの競技の条件、ローカルルールを適用する。本書に記載のない事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、本競技の条件とローカルルールの違反の罰は、2打とする。

●ローカルルール

1. アウトオブバウンズ（規則 27-1）
アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地（規則 25-1）
修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。ただし、次のものを含む。
スルーザグリーンの芝草を短く刈ってある区域（規則 25-2 参照）にある距離計測のための
黄色いペイント。
ただし、そのペイントが競技者のスタンスの障害となっていても、それ自体は規則 25-1に基づ
く障害とはみなされない。球がそのペイントの上にあるか、触れている場合、またはそのペイ
ントが意図するスイング区域の障害となる場合のみ、規則 25-1に基づいて救済を受けること
ができる。
3. ウォーターハザード、ラテラル・ウォーターハザード（規則 26-1）
ウォーターハザードは黄杭または黄線、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもつ
てその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
4. 動かせない障害物（規則 24-2）
 - a. 排水溝
 - b. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝（その道路の一部とみなす）
 - c. 動かせない障害物と白線でつながれている区域（その動かせない障害物の一部とみなす）
5. 電磁誘導カート用の2本のレール
2本のレールの全幅をもってカート道路とみなす。球がこのカート道路の上にある場合、競技者
は規則 24-2 b (i) の救済を受けなければならない。この規則の違反の罰は2打。
6. コースと不可分の部分
 - a. 樹木に巻きつけたり、密着させてあるもの
 - b. ハザード内にある人工の壁、パイリング（杭）
7. 防球ネット
1番と7番ホールの間の防球ネットに球が近接しているためにスタンスや、意図するスイングの
区域の妨げになる場合、規則 24-2 b (i) により処置するときは、その障害物の中や下を通さず
に救済のニヤレストポイントを決めなければならない。
8. パッティンググリーン上で球が偶然に動かされること
規則 18-2, 20-1 は以下の通りに修正される。
プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤー
またはキヤディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。その球やボールマーカーはリ

プレースされなければならない。

このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。

注：パッティンググリーン上の球が風、水あるいは重力などの他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるがままの状態でプレーされなければならない。また、そのような状況で動かされたボールマーカーはリプレースしなければならない。

《距離表》

NO	ティ 一	1	2	3	4	5	6	7	8	9	out計
	par	5	4	3	4	4	4	5	3	4	36
成年男子	青	565	355	193	440	413	438	505	213	372	3,494
少年男子											
女子	ゴー ルド	519	323	146	397	358	370	455	154	322	3,044

NO	ティ 一	10	11	12	13	14	15	16	17	18	in計	total
	par	4	5	3	4	4	4	4	3	5	36	72
成年男子	青	421	494	192	468	369	416	439	158	551	3,508	7,002
少年男子												
女子	ゴー ルド	379	457	150	396	331	384	392	124	497	3,110	6,154

●競技の条件

1. ゴルフ規則：

(公財) 日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定について：

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. プレーの条件： 18ホール・ストロークプレー

4. 使用球：競技者の使用球は、最新の公認球リスト（JGAホームページ：www.jga.or.jp）に記載されているものでなければならない。この条件の違反の罰は、競技失格。

5. 使用クラブの規格：「適合ドライバー・ヘッドラリストの条件・ゴルフ規則付 I (B) 1a」を適用する。
(ゴルフ規則 176 ページ参照)
6. 溝とパンチマークの規格：『2010 年 1 月 1 日施行の溝とパンチマークの規格に適合するクラブの使用を求める競技の条件』(裁定 4-1/1) を適用する。
7. 移動：正規ラウンド中の移動について、「ゴルフ規則付 I (B) 8 移動」を適用する。
(ゴルフ規則 183 ページ参照)
8. ホールとホールの間での練習禁止：
競技者はプレーを終了したばかりのホールのグリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならない。ただし、指定パッティンググリーンでの練習は可とする。これに違反して練習ストロークをした場合、競技者は次のホールで 2 罰打を加えなければならない。そのラウンドの最終ホールのときは、競技者はそのホールで罰を受ける。
9. プレーの中止と再開
 - (1) 通常のプレーの中止(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、ゴルフ規則 6-8b、c、d に従って処置すること。
 - (2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが一時中止となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間にいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーは、すぐにプレーを中断しなければならず、その後、委員会よりプレーの再開の指示が出るまではプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。
- この条件の違反の罰は競技失格(ゴルフ規則 6-8b 注)
- (3) プレーの中止と再開の合図について
 - 通常のプレー中止 : サイレンを繰り返して通報する。
 - 険悪な気象状況による即時プレー中止 : サイレンを繰り返して通報する。
 - プレーの再開 : 1 回のサイレンを鳴らして通報する。
10. タイスコアの順位決定：
タイスコアの順位はマッチングカード方式で決定する。採用するスコアは成年男子、少年男子は 10-18 番ホール、女子は 1-9 番ホールとする。
11. 競技終了時点：本競技は、競技委員長の成績発表をもって終了したものとみなす。

●注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、スタートティングホールのティーティンググラウンド付近に掲示して告示する。
2. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 人 1 籠を限度とする。
3. スタート時間の 10 分前には、必ずティーティンググラウンド周辺に待機すること。
4. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
5. 携帯電話のコース内での使用を禁止する。

競技委員長 小林 跡造